

平成 2 8 年度

財政援助団体等監査報告書

下諏訪町監査委員

28監委第23号
平成29年3月28日

下諏訪町長 青木 悟 様

下諏訪町監査委員
星野 岳生
田嶋 彰

平成28年度財政援助団体等監査報告書の送付について

このことについて、別添のとおり送付します。

目 次

	ページ
1 監査の概要	1
2 監査の目的	1
3 監査の方法	1
4 監査の結果	2
5 監査の所見	4

1 監査の概要

- | | | |
|----------|--------------------|--|
| (1) 実施期間 | 平成29年2月14日(火) | 午後1時30分～午後3時30分 |
| (2) 対象団体 | 下諏訪観光協会（所管課：産業振興課） | |
| (3) 実施場所 | 儀象堂 会議室 | |
| (4) 出席者 | 観光振興局 | 横川辰美 局長
柚原勉 専務
唐澤洋子 事務主任 |
| | 産業振興課 | 伊藤俊幸 課長
小口知宏 観光係長（事務局次長）
木川麻子 主事（事務局員） |
| | 監査委員 | 星野岳生 代表監査委員 |
| | 同事務局 | 檜尾光洋 次長 |

2 監査の目的

補助金等の財政援助を与えている団体に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、また、町所管課においては、補助金等の支出に係る事務が適切に行われているかを主眼に行った。

3 監査の方法

団体及び所管課より、平成27年度事業報告書・決算書、平成28年度事業計画書・予算書、団体の概要、団体規約、組織図、補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、その他参考資料の提出を事前に求め、補助金等の関係諸帳簿等を照合し、関係職員との質疑応答を交えながら行った。

4 監査の結果

補助金等の財政援助に係る出納その他の事務執行は、適切かつ効率的に行われていることを確認した。

監査結果の概要については次のとおりである。

(1) 団体の概要

① 名称及び事務所の所在地

下諏訪観光協会(下諏訪町3289番地)

② 設立の目的

昭和40年4月3日、下諏訪観光協会規約が制定され、その中で、下諏訪の健全な発展を期するため、次の事業を行うこととされた。

1. 文化、観光、産業の宣伝
2. 観光資源の開発及び保護
3. 観光事業の調査研究
4. 観光に関する出版物の発行及び観光展、その他催事の開催
5. 会員相互の連絡
6. その他、協会の目的を達成するための事業

③ 組織

協会の趣旨に賛同する個人、法人、各種団体及び学識経験者を会員とし、会長、副会長、常任理事、理事、顧問の役員が置かれている。

(2) 事業内容

① 観光協会部会事業

以下の4部会が置かれ、それぞれ事業計画に基づいた事業を実施している。

1. 宿泊部会 ……着地型旅行商品の検討・開発など
2. まち歩き部会 ……三角八丁の開催など
3. イベント部会 ……うまいもん市の開催など
4. 宣伝部会 ……英語版ガイドの作成など

② 諸事業

1. 下諏訪観光案内所の運営
2. 八島ビジターセンターあざみ館維持管理事業
3. 八島湿原における自然解説推進事業
4. 万治の石仏維持管理事業
5. 各種行事の開催と参画

(3) 平成27年度の補助金交付実績

平成27年度に下諏訪町から交付された補助金は下記のとおりである。

観光協会補助金	35,216,000円
観光協会HP英語版作成補助金	498,960円
計	35,714,960円

また、観光協会からは下記のとおり団体等に負担金補助金が支出されている。

下諏訪町御柱祭補助金	20,000,000円	(実行委員会へ)
お舟祭実行委員会補助金	2,600,000円	(実行委員会へ)
振興局事務費負担金	1,000,000円	(観光振興局へ)
その他	1,135,260円	

(4) 観光協会補助金として交付された実績

平成21年度	32,154,000円	
平成22年度	11,500,000円	御柱祭
平成23年度	8,007,000円	
平成24年度	12,044,000円	
平成25年度	12,500,000円	
平成26年度	12,500,000円	
平成27年度	35,216,000円	
平成28年度	12,500,000円	御柱祭

5 監査の所見

- (1) 観光協会は、4 監査の結果 (2)事業内容に記載のとおりの実業を行っている。町から交付される補助金は、当該観光協会の事業資金に充当されるほか、4 監査の結果 (3)補助金のまた書以下に記載のとおり、観光協会から関連する団体への補助金・負担金・繰出金として支出されている。

観光協会の他に町の観光事業を担う組織として、下諏訪町地域開発公社観光振興局がある。事業内容は、観光協会での対応が難しいまち歩き促進事業(万治の食べ歩きチケット・三湯めぐり)、地域活性化事業(インバウンド対応)、着地型旅行商品開発事業(教育旅行誘致)等を行っている。町からは、観光振興局に対して観光推進事業補助金が交付されており、事務局の人件費、諸経費等の経常経費に充当されている。

観光振興局の役職員は町地域開発公社の役職員であり、観光協会の役職員も兼務している。観光協会は、観光振興局に対して事務負担金を支出している。

これらの関係を図解化した資料を監査用に提出していただいたので、本報告書に添付する。資金の流れが多少複雑になっているが、事業の重複等の効率面での問題はないとのことであった。

- (2) 下諏訪町補助金交付基準の「第3 交付基準」で、補助金の交付に際して総合的に勘案して適否を判断する事項として「補助金の交付に対して費用対効果が認められること」と規定している(基本的事項 4)。

このため、観光協会への補助金についても費用対効果の検証が必要である。所管課では、一義的には観光協会が実施している各種事業の報告により効果を判定しているとのことであったが、その他に、観光消費額や個別商店にヒアリングを実施する等の独自の調査を行っているとのことであった。このような試みを継続して実施することは有意義であると考えられる。

- (3) 平成28年申年の御柱祭に際し、平成27年度に観光協会から町御柱祭実行委員会に対して交付された補助金は20,000,000円で、実質的には町から交付したものである。御柱祭終了後に町御柱祭実行委員会が収支計算を行ったところ、同実行委員会の創意工夫と予算管理の妙によって、4,959,046円分の資金残となった。同実行委員会は常設の組織ではないため、解散時にこの金額は町観光協会が引渡しを受けている。

町御柱祭実行委員会の収入総額は、同委員会によると148,463,777円であり、観光協会からの交付金収入はその1割強である。よって、引渡を受けた金銭の性格としては、観光協会が交付金した補助金が返還されたと解釈するには無理があると考えられる。

町御柱祭実行委員会から引継いだ資金があるが、これは御柱祭ブランドを活用した取り組みに特化した事業に対するものであり、平成29年度に観光協会が町に交付申請する際の補助金の額、または所管課が観光協会に対する補助金の交付額に影響しないとのことであった。

以上の経過をふまえ、引き継いだ資金については、目的に添い、計画的かつ有効的に活用されることに期待する。

今後も引続き補助金交付要綱等に基づいた適切な処理を行い、事業計画に基づいた下諏訪町の観光振興の推進に寄与されることを期待する。

以上

下諏訪観光協会関係組織の補助金等の流れ（平成 27 年度）

